

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第1号

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

新潟県農業協同組合法施行細則（平成8年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(特殊関係者に係る届出) 第22条の3 施行規則第231条第1項第15号から第17号までの規定による特殊関係者に係る届出は、別記第31号様式の4により、関係書類を添えて行うものとする。	(縦覧書類の縦覧開始等の届出) 第22条の3 施行規則第231条第1項第21号の規定による縦覧書類の縦覧の開始の届出は、別記第31号様式の3により、関係書類を添えて行うものとする。 2 施行規則第231条第1項第15号から第17号までの規定による特殊関係者に係る届出は、別記第31号様式の4により、関係書類を添えて行うものとする。
第31号様式の2 (略)	第31号様式の2 (略)
第31号様式の3 削除	第31号様式の3 (第22条の3関係) 縦覧書類縦覧開始届 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。